

小美玉市男女共同参画推進計画

いろいろどりどりパレットプラン

平成29年度進捗状況

(年次報告書)



小美玉市

平成29年度小美玉市男女共同参画推進計画 「いそとりどりパレットプラン」の進捗状況

(目的)

いそとりどりパレットプランを推進する基本目標を掲げ、小美玉市における男女共同参画施策の方向性を明らかにし、施策の展開を推し進めているところですが、その着実な推進を図るために、平成29年度の実施状況を調査・自己評価をし、次年度の事業計画に反映することにより、男女共同参画社会の実現に向けて施策の推進を図る。

- この報告書は、平成22年3月に策定された小美玉市男女共同参画推進計画 「いそとりどりパレットプラン」の進捗状況の具体的な取組(事業)の進捗状況をお知らせするものです。
- 小美玉市男女共同参画推進計画 「いそとりどりパレットプラン」の計画期間は、平成22年度から平成31年度の10年間になっており、今回は平成29年度末の各事業内容についての取組の実績及び平成30年度の事業予定の報告となります。
- 報告書の担当課については、策定された計画書とは違う場合があります。この年次進捗状況報告書の中では、組織機構改革及び事務分掌等の見直しに柔軟に対応することとし、現在の担当課が報告するものとして記載されています。

実施状況		割合
A：実施した(一部実施も含む)	56	96.6%
B：検討は行ったが実施には至らなかった	0	0.0%
C：検討も実施もしなかった	2	3.4%

取組評価		割合
1：計画以上に達成できた	0	0.0%
2：ほぼ計画通りにできた	56	96.6%
3：計画には及ばなかった	2	3.4%

施策の方向性 ①男女共同参画・人権問題に関する啓発活動の推進

施策	施策の内容	担当課	実施状況及び担当課による自己評価			平成30年度事業予定
			実施状況	取組の実績	取組評価	
① 男女共同参画・人権問題についての講演会、講習会の開催、参加促進	<p>① 市主催の講演会、講習会の開催、参加促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・より多くの人々が「男女共同参画とは何なのか、なぜそれが必要なのか」について正しく理解できるよう、啓発活動の内容の充実とともに、わかりやすさにも配慮します。 ・醸成されてきた男女共同参画意識を行動に移していくため、より実践的なプログラムを取り入れます。 ・啓発活動の開催にあたっては、平日の参加が難しい男性や、交通手段がなく参加が難しい高齢者等を考慮し、より多くの市民が参加できるよう開催日時、場所に配慮します。 <p>② 県や近隣市町村主催の講演会、講習会への参加促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・より多くの人々が参加できるよう、県や近隣市町村主催の講演会、講習会の情報収集に努め、積極的に市民への情報提供を行います。 	市民協働課 社会福祉課	A	<p>①性別に関わらず、誰もが意思と能力を十分に発揮できる社会の実現のため、共に語り合い、考える場を設けることを目的に「男女共同参画推進フォーラム」を企画し、多くの住民が参加できるよう、休日に開催しました。来場者数：300人（市民協働課）</p> <p>②県女性プラザ（レイクエコー）で行われる著名人による公開講演について、市の男女共同参画推進事業として組み込み、休日に公用バスを用意し、多くの市民が参加できるよう配慮しました。 実施回数：2回（市バス利用） 参加人数：55人（市民協働課）</p>	2	<p>①講演会、講習会の開催にあたっては、男女共同参画や人権についてわかりやすい内容と充実したプログラムを取り入れ、多くの方が参加できるよう、開催日時や場所に配慮します。（市民協働課・社会福祉課）</p> <p>②引き続き、多くの市民が講演会や講習会へ参加できるよう配慮します。（市民協働課・社会福祉課）</p>
② 各種媒体による広報、啓発活動の推進	<p>① 広報紙、市ホームページによる情報発信、啓発パンフレットの配布</p> <ul style="list-style-type: none"> ・より多くの人に男女共同参画について周知するため、各種の媒体を用いて、市民への情報発信を広く行います。 	市民協働課 社会福祉課	A	<p>①男女共同参画・人権問題に関する啓発ポスターの掲示やパンフレットの配布、人権相談所の開設等の情報提供を行いました。（市民協働課・社会福祉課）</p>	2	<p>①引き続き、ポスターの掲示やパンフレットの配布や人権相談所の開設等について広報紙を活用した情報提供に努めます。（市民協働課・社会福祉課）</p>
③ 男女共同参画・人権問題についての資料収集、情報提供	<p>① 男女共同参画社会・人権問題に関する国、県、他自治体、海外の情報や図書・視聴覚資料等の収集</p> <p>② 男女共同参画データベースの利用環境の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画についての情報収集、収集した情報のデータベース化を行い、公表します。 	市民協働課 社会福祉課	A	<p>①男女共同参画・人権問題に関する啓発ポスターの掲示やパンフレットの配布、人権相談所の開設等情報の提供を行いました。（市民協働課・社会福祉課）</p> <p>②啓発図書やDVDについてのデータベース化を行い、貸出業務を実施しました。市ホームページで公表しました。（市民協働課）</p>	2	<p>①ポスターの掲示やパンフレットの配布、人権相談等に関する回覧等、広報紙を活用した情報提供に努めます。（市民協働課・社会福祉課）</p> <p>②引き続き、啓発図書やDVD等のデータベース化を進め、公表します。（市民協働課）</p>

施策の方向性 ①家庭教育における教育・学習機会の充実

施策	施策の内容	担当課	実施状況及び担当課による自己評価			平成30年度事業予定
			実施状況	取組の実績	取組評価	
① 各種媒体による広報、啓発活動の推進	① 資料、啓発パンフレットの配布 ・保護者や家族に、「家事、育児、介護は女性が担うもの」という意識を改革し、男性が家事に積極的に関わっていくことを促進するための広報活動を展開します。	学校教育課 指導室(教)	A	①県のパンフレットを活用し、学年学級懇談会において、保護者への啓発を図りました。(学校教育課・指導室)	2	①保護者が集う保育参観や学年懇談の機会を利用して、保護者への啓発を行っていきます。(学校教育課・指導室)
② 家庭における男女共同参画を推進する講習会の開催、参加促進	① 夫婦向けセミナーの開催 ・保護者や家族を対象に、ジェンダーにとらわれない育児や家庭教育に関するセミナーを開催します。 ② 男性のための料理教室等の開催 ・男性も家事が担えるよう、生活技術の取得を支援します。	健康増進課 生涯学習課	A	①ハローベビー教室「育児編」について、夫婦で参加できるよう、休日開催としました。 実施回数：4回 参加人数：59人 (健康増進課) ②男性のための料理教室を実施し、だしの取り方や野菜の摂取による減塩について指導しました。 実施回数：1回 参加人数：9人 (健康増進課) ②青少年育成団体による家族を対象とした料理教室「ファミリークッキング」を実施しました。広報紙等により募集を行いました。 実施回数：2回(8月6日・1月22日) 参加人数：28人 (生涯学習課)	2	①引き続き、夫婦での参加者数の増加を図り「育児編」を休日開催として実施します。(健康増進課) ②引き続き、男性のための料理教室を実施し、調理や栄養の基本を学べるよう支援します。(健康増進課) ②引き続き、料理教室を実施します。(生涯学習課)
③ 家庭における男女共同参画を推進するための環境づくり	① 授業参観、懇談会等、教育現場の行事の開催日時の見直し ・平日の日中に学校行事に参加することが難しい保護者を考慮し、より多くの人が参加できるよう開催日時に配慮します。	学校教育課 指導室(教)	A	①PTA総会や運動会、収穫祭や文化祭など、児童生徒の学習の成果等を保護者に参観してもらう行事は、土曜日や日曜日に開催しました。また、懇談会は平日の午後に開催することがほとんどですが、できるだけ早い時期に開催日時を知らせるよう配慮しました。(学校教育課・指導室)	2	①引き続き、曜日や時間帯に配慮しながら行事を組むようにするとともに、平日開催にせざるを得ないものについては、1ヶ月前までに保護者にお知らせをするよう努めます。(学校教育課・指導室)

施策の方向性 ②保育所、幼稚園、学校等における教育・学習機会の充実

施策	施策の内容	担当課	実施状況及び担当課による自己評価			平成30年度事業予定
			実施状況	取組の実績	取組評価	
① 児童・生徒の個性や能力を重視し、可能性を広げる教育の推進	① 男女共同参画の視点に立った進路指導の実施 ・性別という枠を越えて、児童・生徒の個性や能力を重視し、可能性を広げるための教育を推進します。	学校教育課 指導室(教)	A	①小学校の段階からキャリア教育を進めており、特に中学校では1年生での職場見学、2年生での3～5日間の職場体験を実施し、働くことの意義等についての理解を深めることができるよう努めました。	2	①中学校での職場体験学習をより一層充実させることができるよう、事業の趣旨の周知を図るとともに、中学生を受け入れてくれる職場の開拓を一層進めます。
② 人権教育の推進	① 幼児教育、学校教育における人権教育の推進 ・幼少期から男女共同参画や人権尊重に対する正しい認識を身につけ、それにのっとった行動が取れるよう、人権擁護委員による人権教室を開催します。	学校教育課 指導室(教) 社会福祉課	A	①小中学校において、人権擁護委員による人権教室を開催しました。(社会福祉課) ①中学生を対象に、人権に関する作文等の募集を依頼し、人権に関する理解と意識の高揚を図りました。(社会福祉課) ①道徳の時間、学級活動や授業の中での活動などで、男女が協力して学習や生活をしていくことの重要性を学年段階に応じて指導しました。(学校教育課・指導室)	2	①引き続き、人権教室の開催や中学生を対象とした人権に関する作文等の募集を行い、人権に関する理解と意識の高揚に努めます。(社会福祉課) ①引き続き、男女共同参画・人権教育について学ぶ機会の充実を図っていきます。(学校教育課・指導室)
③ 男女平等意識に基づいた教育・学習環境の見直し	① 保育所、幼稚園、学校等における慣行の見直し (男女混合名簿の活用、性別による色分け、グループ分け、並び方の見直し等) ・ジェンダーを無意識のうちに児童・生徒に植えつけてしまわないように学習環境を見直します。	子ども福祉課 学校教育課 指導室(教)	A	①H27年度に公立保育園が廃園になったため、子ども福祉課は非該当。(子ども福祉課) ①男女混合名簿は市内の保育園、幼稚園、小中学校で実施しています。生活や学習面でのグループ活動についても男女混合班で活動することが定着しています。教室環境面での配慮も行っています。(学校教育課・指導室)	2	①対象外(子ども福祉課) ①引き続き、男女平等に基づいた教育の推進や学習・保育環境の整備に配慮していきます。(学校教育課・指導室)
④ 保育士、教職員への学習・研修機会の充実	① 教職員人権教育研修会の開催 ② 男女共同参画の視点に立った進路指導に関する研修の開催 ・保育士や教職員の指導力向上のための研修を積極的に行います。	子ども福祉課 学校教育課 指導室(教)	A	①②H27年度に公立保育園が廃園になったため、子ども福祉課は非該当。(子ども福祉課) ①校内研修の年間指導計画の中に、人権教育に関する研修の機会を設け、県から配布される人権教育指導資料をもとに研修を行いました。また、市教委主催による教職員対象の人権教育研修会を開催し、人権教育に関する理解啓発を図りました。(学校教育課・指導室) ②市内の全中学校に進路指導主事を配置しました。進路指導に関する研修は各学校毎に研修を実施しました。(学校教育課・指導室)	2	①②対象外(子ども福祉課) ①②引き続き、教育関係者に対し、人権教育に関する研修や男女共同参画の視点に立った研修の充実を図って行きます。(学校教育課・指導室)

基本目標 I 男女共同参画意識を広める
 重点目標 2 男女共同参画を基本とした教育・学習の推進

施策の方向性 ③生涯学習（地域）における教育・学習機会の充実

施策	施策の内容	担当課	実施状況及び担当課による自己評価			平成30年度事業予定
			実施状況	取組の実績	取組評価	
① 地域における男女共同参画を推進するための研修会・講習会の充実	① 自治会や各種団体等への出前講座の推進 ・男女共同参画、人権問題の正しい理解と認識を深め、互いに人権を尊重できるように出前講座を開催します。 ② 対話形式等、参加者の主体性を活かした講座の充実 ・講座の開催にあたっては、対話形式を取り入れる等、参加者の主体性や積極性を活かし、講師と受講者が双方向の関係を保つことに配慮します。 ③ 講師の派遣協力 ・優れた知識、技能、経験等を持つ人材情報を収集します。また、登録制度を設け、市民への情報提供を行います。	秘書政策課 市民協働課 社会福祉課 生涯学習課	A	①自治会や各種団体等に、男女共同参画・人権問題の正しい理解と認識を深めるための出前講座を開催する体制を整えました。（市民協働課・生涯学習課） ②女性団体と市長との対話の機会を設け、多くの女性に市政への関心を持ってもらうことを目的として「ランチミーティング」を開催しました。（秘書政策課・市民協働課） ②各公民館において、男女を問わず参加ができるように幅広い分野の市民講座を開設しました。また、開設時間等についても平日参加が難しい方が参加しやすいように夜間の講座や休日の講座を増やしました。（生涯学習課） ③講座等で蓄積された講師等の情報を市民の要望があれば、情報提供できる体制を整えました。（生涯学習課）	2	①引き続き、男女共同参画・人権問題の正しい理解と認識を深めるための出前講座を開催できるように、体制を整えていきます。（市民協働課・生涯学習課） ②引き続き、市民講座・出前講座を実施します。また、男女並びに年齢構成が偏らないよう、講座内容を工夫します。（生涯学習課） ③講師情報の整備を行い、情報提供できる体制を整えていきます。（生涯学習課・市民協働課）
② 学習環境の整備	① 研修会・講習会等の開催日時や場所の見直し ・平日の参加が難しい男性や、交通手段がなく参加が難しい高齢者等を考慮し、より多くの市民が参加できるように開催日時、場所に配慮します。 ② 研修会・講習会に関する情報提供 ・広報紙や市ホームページ等を通して、積極的に市民への情報提供を行います。	市民協働課 生涯学習課	A	①レイクエコーで行われる著名人の講演会は、公用バスを使用して市内3ヶ所を巡回送迎して参加しました。（市民協働課） ①市民講座については夜間や休日の講座を増やし、参加しやすい環境を整えました。また、各地区で高齢者大学を開催し高齢者が参加しやすい環境を心掛けました。 小川地区：実施回数45回、345人参加 美野里地区：実施回数2回、133人参加 玉里地区：実施回数5回、105人参加 （生涯学習課） ②講習会等に関する情報については、広報紙並びにチラシ、市ホームページ等に随時掲載し情報提供を行いました。（市民協働課・生涯学習課）	2	①市民講座については、参加しやすい夜間や休日の講座を行います。また、高齢者大学事業について、各地区単位での開催を継続して実施します。（生涯学習課） ①引き続き、研修会、講演会等の開催日時や場所・交通機関について配慮します。（市民協働課） ②引き続き、情報提供できる体制を整えていきます。（市民協働課・生涯学習課）

施策の方向性 ①国際理解と国際交流の推進

施策	施策の内容	担当課	実施状況及び担当課による自己評価			平成30年度事業予定
			実施状況	取組の実績	取組評価	
① 学校教育における教育内容の充実	<p>① 学校での国際理解教育の充実 ・次の世代を担う児童・生徒が男女共同参画に関する国際的なルール・基準を身につけ、それに基づいて行動できるよう、学校教育における教育内容を充実させます。</p> <p>② 外国語指導助手（ALT）の招聘、交流 ・語学の習得だけではなく、児童・生徒が外国への理解を深め、国際感覚を身につける機会として、毎年姉妹都市から招聘している外国語指導助手（ALT）を積極的に活用します。</p>	市民協働課 学校教育課 指導室(教)	A	<p>①②外国語（英語）指導助手（ALT）を各公立幼稚園、小・中学校に派遣し、中学校においては、英語担当教師とALTによる英語指導を行い、幼稚園・小学校においてはALTが担任教師と一緒に指導にあたり、英語及び外国への興味や関心を高める授業を行いました。（学校教育課・指導室）</p> <p>②姉妹都市からのALT派遣予定なし。（市民協働課）</p>	2	<p>①②引き続き、ALTを積極的に活用しながら、児童のコミュニケーション能力の素地を養い、国際理解教育の充実に努めます。（学校教育課・指導室）</p> <p>②姉妹都市からのALT派遣予定なし。（市民協働課）</p>
② 多文化共生の推進	<p>① 「国際交流ひろば」等の交流イベントの開催 ・市民と市内在住の外国人がお互いの国や歴史・文化・生活習慣について話をしたり交流したりする「場」の提供をします。</p>	市民協働課	A	<p>①国際交流ひろばを開催し、市民と市内在住の外国人との交流、多文化共生の推進に取り組みました。また、姉妹都市訪問団の報告会を取り入れ、市の国際交流のさらなる拡充を図りました。 実施回数：1回 実施日：11月12日 参加者：333人</p>	2	<p>①国際交流ひろばを開催し、市民と市内在住の外国人の交流、多文化共生の推進に取り組みます。 実施回数：1回 実施日：12月9日</p>
③ 国際交流活動の推進	<p>① 姉妹都市（アメリカ・アビリン市）との交流の推進 ・青少年姉妹都市訪問団の派遣及び受入れ等、多様な価値観に接し、広い視野を持つための国際交流を推進します。</p> <p>② 国際交流関連団体への活動支援 ・国際交流関連団体の会員確保に努める等、団体の活動を支援し、体制を強化します。</p> <p>③ 国際交流の拡大 ・姉妹都市に限らず、広く海外都市との交流を促進します。</p>	市民協働課	A	<p>①姉妹都市訪問団を派遣しました。 期間：7月14日～7月28日 派遣団員数：18人</p> <p>②語学ボランティア「国際交流父母の会」「野いばらの会」日本語教室ボランティア「サバイディ」「手と手の会」「おみたまじん」への活動支援を実施しました。</p> <p>③国際交流ひろばの開催時において、様々な国籍の方が参加し、交流を図りました。</p>	2	<p>①姉妹都市訪問団の受入を行います。 予定期間：7月27日～8月8日 受入団員数：20人</p> <p>②引き続き、国際交流団体の活動を支援します。</p> <p>③姉妹都市に限らず、様々な海外都市との交流を推進します。</p>
④ 国際交流に関する情報提供	<p>① 国際交流に関する情報の提供 ・より多くの市民が国際交流に参加できるよう国際交流に関する情報収集に努め、情報提供を積極的に行います。</p>	市民協働課	A	<p>①市広報紙、ホームページに掲載し、国際交流に関する情報の提供を行いました。また、市役所ロビーへ姉妹都市に関する資料を展示し、姉妹都市のPRを行いました。市国際交流協会の広報紙発行のほか、市民協働課のフェイスブックからも情報を発信しました。</p>	2	<p>①引き続き、国際交流イベントや国際交流に関する情報を広報紙・市ホームページ及び協会広報紙に掲載します。また、フェイスブックでの情報提供を継続します。</p>

施策の方向性 ①政策立案・方針決定への男女共同参画の推進

施策	施策の内容	担当課	実施状況及び担当課による自己評価			平成30年度事業予定
			実施状況	取組の実績	取組評価	
① 政策立案・方針決定への女性の登用促進	① 審議会等への女性の登用促進 ・審議会等における女性の構成比率を、平成24年度までに35%に引き上げます。なお、平成24年度以降も女性の登用率をさらに引き上げるよう、各部署に働きかけます。 ・審議会等において一方の性に偏らないよう全庁的に啓発活動を行い、男女比に大きな開きがある場合は改善を要請します。	市民協働課	A	①審議会等における女性の構成比率は、H30.4.1現在で24.38%です。各部署にはあらゆる機会に呼びかけを実施しました。審議会設置時や任期満了による改選時の人選において、女性委員の比率に配慮すること、女性委員ゼロ審議会の解消、及び女性人材リストの活用を全庁的に呼びかけました。	2	①引き続き、全庁的に呼びかけを行っていきます。多くの女性に政策・方針決定の場へ参画していただくことを目的として、「小美玉市女性人材リスト」事業を進め、市の審議会や委員会等の委員の人材情報として活用していきます。
② 人材の育成	① 講習会の実施 ・地域的課題、現代的課題を把握し、社会情勢の変化に対応できる人材を育成する講習会を開催します。	秘書政策課 市民協働課	A	①市長とのランチミーティングでは、フリートークを中心に進めています。参加者は主体性をもって積極的に話し合いに参加し、自らの言葉で施策に対する意見や疑問について発言しました。 (秘書政策課・市民協働課)	2	①引き続き、市長とのランチミーティングや女性サロンを実施し、参加者の拡充に努めます。 (秘書政策課・市民協働課)
③ 女性の社会参画に対する市民の意識づくり	① 広報紙、市ホームページによる情報発信、パンフレットの配布 ② 講習会の開催 ・女性が積極的に社会に参画できるよう、女性の社会参画の重要性について啓発するための広報活動を展開し、また、講習会を開催します。	秘書政策課 市民協働課	A	①関係機関からの男女共同参画や人権問題に関する情報を広報紙等へ掲載しました。 (秘書政策課) ①国や県等から送付されてくる女性の社会参画の重要性を啓発した情報紙について、市役所にて配布を行いました。 (市民協働課) ②市長とのランチミーティングを開催しました。活発な意見交換を通じて、女性から幅広く市政や施策について意見や要望を聴く機会となりました。 (秘書政策課) ②県のスキルアップ事業について、チラシの配布を行いました。 (市民協働課)	2	①引き続き、各種媒体による広報・啓発活動の推進を行っていきます。 (秘書政策課・市民協働課) ②市内で活動している団体組織と連携し、女性活躍推進の講演会を開催し、意識の高揚と啓発を行います。 (市民協働課)

施策の方向性 ②職員の職域拡大、人材育成

施策	施策の内容	担当課	実施状況及び担当課による自己評価			平成30年度事業予定
			実施状況	取組の実績	取組評価	
① 女性の管理職への登用促進	① 女性職員の管理職への登用 ・女性職員の管理職への登用を推進します。また、女性が管理職として働きやすいよう、労働環境の見直しを行います。	総務課	A	①昇任選考の際に状況に合わせて検討しました。 管理職への昇任者（H30.4.1現在） ・部長級6人中0名 ・課長級7名中1名 ・課長補佐級14名中5名	2	①管理職への昇任について、性別は選考条件とはしておらず、あくまで職員個々の能力と実績を元に評価しており、今後もこの方針にもとづいた実証により昇任者が決定されます。その結果として、女性職員においてもその能力に応じた昇任がなされます。
② 職員の職域の拡大	① 性別による職域配置の解消 ・一方の性に偏った職員の配属が行われないよう、女性職員の職域を拡大します。また、女性がどこの部署でも働きやすいよう、労働環境の見直しを行います。	総務課	A	①人事配置の際に状況に合わせて適宜実施しました。また、人事異動希望調査の結果を性別に関係なく配置の参考としました。	2	①人事配置については、性別等に関係なく、あくまで職員個々の能力と適正においてのみ検討されるもので、一方の性に偏った職員配置をそもそも意図していないのが現状です。
③ 職員の人材の育成	① 庁内外の研修への参加促進 ・地域的課題、現代的課題を把握し、社会情勢の変化に対応できるよう、庁内外の研修への参加を促進します。 ② 男女共同参画に関する学習機会の充実 ・男女共同参画の視点を行政運営に反映できるよう、より実践的な研修を実施します。	市民協働課 総務課	A	①現代的課題を取り入れた各種の研修に参加または実施しました。 ■庁内) 階層別研修 ・新規採用職員研修1回：15名 ・新規採用職員フォローアップ研修1回：14名 ・新任課長研修1回：10名 ・目標設定承認研修1回：57名 ・評価方法研修1回：26名 ・政策形成実践研究1回：10名 ■庁内) 全体研修 ・タイムマネジメント研修1回：360名 ■庁外) 自治研修所派遣 ・表現力スキルアップ講座ほか6講座：延べ92名 ■庁外) 市町村アカデミー派遣 ・固定資産税課税事務（家屋）研修ほか2講座：3名 （総務課） ②市の女性活躍推進のためのセミナーや男女共同参画推進フォーラムの開催について、職員に対しても周知しました。 （市民協働課）	2	①今年度においても、現代的課題を取り入れた研修を全職員対象に実施します。また、役職や階層別も適宜実施します。（総務課） ②引き続き、市男女共同参画推進事業や女性活躍推進事業について、職員にも参加を促していきます。（市民協働課）

施策の方向性 ①地域・社会活動への男女共同参画の推進

施策	施策の内容	担当課	実施状況及び担当課による自己評価			平成30年度事業予定
			実施状況	取組の実績	取組評価	
① 地域活動に関する情報提供	① 広報紙、市ホームページによる情報発信 ・より多くの人々が地域活動に参加するきっかけをつかめるよう各種の媒体を用いて、市民への情報発信を積極的に行います。	市民協働課	A	①広報紙、市ホームページでまちづくり組織団体の活動紹介を定期的に掲載し、市民がまちづくり活動に気軽に参加できるよう、積極的に情報発信を行いました。 (市民協働課)	2	①まちづくり活動組織への女性の参画を積極的に促していきます。(市民協働課)
② 地域活動を担うための人材育成	① リーダー育成のための講習会の開催 ・地域的課題、現代的課題を把握し、社会情勢の変化に対応できる人材を育成する講習会を開催します。 ② ボランティア養成講座等の開催 ・地域活動への参加を希望しながら、参加経験がない人に向けて、活動内容の紹介や体験機会の提供を行います。	市民協働課 社会福祉課	A	①社会福祉協議会へ委託し、ボランティアに関するリーダー養成やボランティア養成講座の開設等を行いました。 (社会福祉課) ①まちづくりの担い手の育成を目的として「おみたまふるさと塾」を開催しました。 実施期間：4月(6回) 参加人数：20名(女性9名) (市民協働課)	2	①ボランティアリーダーとなる人材の確保に努め、委託により養成講座等を実施するなど、ボランティアリーダーの育成に努めます。(社会福祉課) ①引き続き、まちづくりの担い手の育成を目的として「おみたまふるさと塾」を開催します。女性の積極的な参加を促します。 実施期間：11月～2月(5回) 参加予定人数：30名 (市民協働課)
③ 地域社会における女性の人材活用	① 地域役員、PTA役員、団体役員等への女性登用の働きかけ ・女性を登用する意義を啓発するため、行政区、PTA、各種団体に対し、講習会や広報活動を行います。 ② 女性人材情報の収集・提供 ・優れた知識、技能、経験等を持つ女性の人材情報を収集し、行政区、PTA、各種団体に対して情報提供をします。 ・リーダー研修会修了者の名簿を作成し、行政区、PTA、各種団体に対して情報提供をします。	市民協働課 生涯学習課	A	①各団体(子ども会育成会、青少年育成団体等)役員への女性参画への働きかけ並びに生涯学習関係の各審議会・委員会への女性委員登用を行いました。(生涯学習課) ①まちづくり認定組織の役員会等において、まちづくり活動への女性参画を積極的に促しました。(市民協働課)	2	①引き続き、生涯学習関係団体・審議会・委員会等への女性委員登用を促します。(生涯学習課) ①引き続き、役員会等において、まちづくり活動への女性参画を積極的に促します。(市民協働課)
④ 女性の社会参画に向けた市民の意識づくり	① 広報紙、市ホームページによる情報発信、パンフレットの配布 ② 講習会の開催 ・女性が積極的に社会に参画できるよう、女性の社会参画の重要性について啓発するための広報活動を展開し、また、講習会を開催します。	秘書政策課 市民協働課	A	①関係機関からの男女共同参画や人権問題に関する情報を広報紙等へ掲載しました。 (秘書政策課・市民協働課) ①職場や地域、家庭など、あらゆる分野における活動を通じて、男女共同参画の推進に功績のあった個人・団体・事業所に対して、県が表彰する「ハーモニー功労賞」の推薦の受付を行いました。(市民協働課) ②市女性会と「市長とのランチミーティング」を開催しました。(秘書政策課)	2	①②引き続き、各種媒体による広報・啓発活動の推進を行い、また女性サロンやランチミーティングを開催します。 (秘書政策課・市民協働課) ②女性の社会参画に関する講演会の開催にあたっては、多くの市民に参加いただけるよう、広報活動を行います。(市民協働課)

施策の方向性 ①子育て、介護（高齢者、障がい者等）環境の整備

施策	施策の内容	担当課	実施状況及び担当課による自己評価			平成30年度事業予定
			実施状況	取組の実績	取組評価	
① 「小美玉市次世代育成支援行動計画（後期計画）」等に基づく子育て支援の拡充	<p>① 保育機能の強化、多様化 ・幼稚園での預かり保育、保育所等での延長保育、一時保育、乳児保育、病後児保育、障がい児保育等の充実を図ります。こうした保育機能の強化、多様化により、仕事と子育ての両立を支援します。</p> <p>② 民間保育所の指導、育成、財政援助 ・多様な保育サービスを提供している民間保育所への財政援助をし、保育内容の充実及び向上を図ります。</p> <p>③ 放課後児童健全育成事業の充実 ・共働き家庭の児童の放課後健全育成のため、放課後子どもプランの充実を図ります。</p>	子ども福祉課 学校教育課	A	<p>①市内保育園等による仕事と子育て両立を支援しました。（市内保育園8園、認定子ども園5園） 延長保育・・・10園 一時預かり保育・・・6園 病後児保育・・・7園 障がい児保育・・・1園 休日保育・・・2園 など （子ども福祉課）</p> <p>②民間保育園における保育内容の充実・向上及び保育サービスの強化を図るため、財政支援を行いました。（子ども福祉課）</p> <p>③市内全域で公営の放課後子どもプラン事業を実施したほか、民営の児童クラブに対しても補助を行いました。また、子どもプラン利用時間が延長できるよう、規則改正を行いました。（学校教育課）</p>	2	<p>①引き続き、保育機能の強化、多様化に対応し、仕事と子育ての支援を行います。（子ども福祉課）</p> <p>②引き続き、民間保育園に対し、保育内容の充実及び向上のための財政支援を実施します。（子ども福祉課）</p> <p>③公営事業の効率化とサービスの向上を目指し、児童保育に精通した業者への一部業務委託を検討します。（学校教育課）</p>
② 「小美玉市高齢者福祉計画・第4期介護保険事業計画」等に基づく高齢者福祉の充実	<p>① 在宅サービスの充実 ・緊急通報システム装置の設置、配食サービスの実施、「見守りサービスチーム」の編成、相談窓口の機能強化等、高齢者が住み慣れた地域での生活を続けるための支援を推進します。</p>	介護福祉課	A	<p>①安否確認を兼ねた高齢福祉サービス実績 ・緊急通報システム 322世帯 （H29年度申請数 20世帯） ・配食サービス 172人 （H29年度申請数 52人） ・愛の定期便（ヤクルト配布）396人 （H29年度申請数 50人） 上記の安否確認を兼ねた高齢福祉サービスの実施に加え、民生委員や包括支援センター、訪問介護事業所等と連携を図り、高齢者の見守り活動に努めました。</p>	2	<p>①引き続き、高齢福祉に携わる組織や事業所との連携を図り、高齢者の見守りの強化や高齢福祉サービスの充実を努めます。また、高齢福祉サービスをさらに浸透させるため、今後も広報紙等を利用し市民に福祉サービスの内容を周知し、適正な給付に努めます。</p>
③ 「小美玉市障がい者計画・障がい福祉計画」等に基づく障がい者福祉の充実	<p>① 福祉サービスの充実 ・障がいの程度や個々のニーズに応じた福祉サービスの充実に努めます。</p>	社会福祉課	A	<p>①障がい者施策の総合的かつ計画的な推進を図るための「小美玉市障がい者計画（第4次）・第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画（H30～32）」の策定をはじめ、障がい者が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、障がい福祉サービス、障がい児通所支援の提供やライフステージの課題やニーズに応じたサービス利用に向けて、計画相談支援によるケアマネジメントにより、きめ細かな支援を行いました。</p>	2	<p>①引き続き、「小美玉市障がい者計画（第4次）・第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画（H30～32）」に基づく障がい者施策の一層の推進を図り、障がい福祉サービス等の充実に努めます。</p>

施策の方向性 ①子育て、介護（高齢者、障がい者等）環境の整備

施策	施策の内容	担当課	実施状況及び担当課による自己評価			平成30年度事業予定
			実施状況	取組の実績	取組評価	
④ 子育てや介護を支えるネットワークの整備	<p>① 子育て中の親の交流の場・ネットワークづくり ・子育て中の親の交流の場を提供し、子育てに関する情報提供、相談、場の活性化等を行います。これにより、子育て中の親の不安を解消し、安心して子育てができる環境を整備します。</p> <p>② 子育てグループ、託児ボランティア等、活動団体への支援 ・子育てボランティアを担う人材を育成し、活用に向けて登録制度を設けます。また、保育や子育て、青少年健全育成等に関わる活動団体の情報収集に努め、市民への情報提供を積極的に行う等活動の支援を行います。</p> <p>③ 介護者のリフレッシュ事業の推進 ・介護者の身体的、精神的な負担を軽減するため、介護者の交流や心身の回復を図る場を提供します。</p>	健康増進課 子ども福祉課 社会福祉課 介護福祉課	A	<p>①乳幼児と保護者を対象に、育児不安解消と親子の交流の場として「育児相談」「10か月児相談」を実施しました。 「育児相談」 実施回数：12回 参加者数：938人 「10か月児相談」 実施回数：12回 参加者数：603人 (健康増進課)</p> <p>①「子育て広場」等を開催し、子育て親子の交流の場の提供・子育てに関する相談等を行い、子育て中の保護者の不安を解消し、安心して子育てができる交流の場を提供しました。(子ども福祉課)</p> <p>③社会福祉協議会へ委託し、認知症の知識やケアを習得するための講座や医療福祉施設の見学会を実施しました。 (H29年度123名参加) ・介護者同士の交流や情報交換、リフレッシュを図るため、日帰り研修等を実施しました。(H29年度39名参加) (介護福祉課)</p>	2	<p>①引き続き、育児不安の軽減及び交流の場となるよう、専門職による相談や育児に関する情報提供等の内容を充実し、事業を実施します。(健康増進課)</p> <p>①引き続き、「子育て広場」等を開催し、育児に関する情報提供や相談指導を充実させ、親同士の交流の場を提供し、安心して子育てができる環境の場の整備に努めます。(子ども福祉課)</p> <p>③要介護者を自宅で介護している市民の身体的及び精神的疲労を少しでも軽減させるため、引き続き社会福祉協議会へ委託し事業を実施していきます。 目標参加者数 150名 (介護福祉課)</p>
⑤ 子育て、介護を支える環境の整備に向けた事業者、労働者への働きかけ	<p>① 育児・介護休業法の普及・啓発 ・育児・介護休業法の周知に努めます。また、仕事と子育てや介護が両立しやすい職場づくりを事業者、労働者に働きかけるための講習会を開催し、広報活動を展開します。</p> <p>② 「小美玉市子育て応援企業登録制度」の周知 ・仕事と子育てや介護を両立するため、多様で柔軟な働き方を選択できるよう積極的に取り組む企業の登録制度を周知するためのパンフレットを配布します。</p> <p>③ ファミリー・フレンドリーの表彰、紹介 ・優れた取組を推進する企業はモデルケースとして表彰し、広報紙等でその取組を紹介します。</p>	市民協働課 子ども福祉課 商工観光課	A	<p>①市内企業他市内各団体と連携して、子育てや介護がしやすい環境づくりに資することを目的とした、男女共同参画推進フォーラムを実施しました。(市民協働課)</p> <p>②地域の結婚支援や子育て支援に積極的な取組を行っている企業を対象にした「茨城県結婚・子育て応援企業表彰」で入賞した企業の事例集等を関係機関へ配布及び窓口等へ設置することで、その取組を紹介しました。(子ども福祉課)</p>	2	<p>①市内企業他市内各団体と連携して、子育てや介護を支える環境の整備に向けた事業を展開します。(市民協働課)</p> <p>②引き続き、「小美玉市子育て応援企業登録制度」等に関するパンフレットや広報紙等での周知に努めます。(子ども福祉課)</p> <p>①③市企業連絡協議会を通して、パンフレットの配布に努めます。(商工観光課)</p>

施策の方向性 ②高齢者、障がい者、外国人等が安心して暮らせる環境の整備

施策	施策の内容	担当課	実施状況及び担当課による自己評価			平成30年度事業予定
			実施状況	取組の実績	取組評価	
① 高齢者の自立支援に関するサービスの充実	<p>① 高齢者の生きがいがづくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者が体力的に無理のない範囲で積極的な社会参加をし、交流機会を拡大するため、老人クラブやボランティア団体の活動を広報紙等で紹介し、参加を促進します。 ・活動場所に配慮し、高齢者が参加しやすい環境を整備します。 <p>② 男性高齢者のための料理教室等の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・男性高齢者が自立して生活できるよう、生活技術を身につける機会を提供します。 	介護福祉課 健康増進課	A	<p>①現在、64の老人クラブが市連合会に加入し、各地区で社会奉仕活動（ボランティア活動）や健康増進活動（スポーツ大会参加等）を通し、交流を図りながら積極的な生きがいがづくりの活動に取り組んでおります。また、本年度は107の行政区で敬老会が実施され、8409人の敬老対象者が参加し、地域の方々との交流を楽しみました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各クラブの会長や区長と連携し、地区に住む高齢者に活動参加を促進しています。 ・高齢者が活動しやすい環境整備（地区グラウンドや公民館の整備）については、各会長・区長に一任しています。（介護福祉課） <p>②男性のための料理教室を実施し、だしの取り方や野菜の摂取による減塩について指導しました。また、自主教室の案内を行いました。 実施回数：1回 参加人数：9人 （健康増進課）</p>	2	<p>①引き続き、高齢者が安心して生きがいがづくりに参加できるように、老人クラブの活動や敬老会事業のさらなる活性化に向けて各会長や区長と連携を図っていきます。また、活動紹介等を広報紙に掲載し、活動への参加を促します。（介護福祉課）</p> <p>②引き続き、若い世代を含め、男性のための料理教室を実施し、調理や栄養の基本を学べるよう支援します。（健康増進課）</p>
② 障がい者の自立支援に関するサービスの充実	<p>① 地域生活支援事業の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障がい者の社会的自立に向けて、移動やコミュニケーション支援、地域活動支援センターの機能強化、更生訓練費の支給等、地域生活支援事業を実施します。 	社会福祉課	A	<p>①障がい者等の日常生活及び社会生活を支援するため、地域生活支援事業の必須事業及び任意事業を行いました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○相談支援事業 委託事業所：4事業所 ○成年後見制度利用支援事業 ○意思疎通支援事業 手話通訳者派遣回数：27回 ○日常生活用具給付等事業 給付件数：1148件 ○手話奉仕員養成研修事業 受講者数：9人 ○移動支援事業 延利用時間：93時間 ○地域活動支援センター機能強化事業 委託事業所：6事業所 ○日中一時支援事業 延利用回数：1793回 ○訪問入浴サービス事業 延利用回数：224回 ○レクリエーション活動等支援 スポーツ・レクリエーション教室の開催：1回 ○自動車運転免許取得助成事業 助成件数：2件 ○巡回支援専門員整備事業 	2	<p>①引き続き、地域のニーズや実情に応じた地域生活支援事業の各種事業の充実を図ります。</p>

施策の方向性 ②高齢者、障がい者、外国人等が安心して暮らせる環境の整備

施策	施策の内容	担当課	実施状況及び担当課による自己評価			平成30年度事業予定
			実施状況	取組の実績	取組評価	
③ 公共施設におけるユニバーサルデザイン※1の導入	① 公共施設における授乳やオムツ替えのためのスペースの確保 ② 道路、建築物の整備 ・まちづくりの場において、ユニバーサルデザインを導入し、全ての市民が生活をしやすい環境づくりを推進します。	企画調整課 都市整備課 特定プロジェクト整備課	A	①②市内の都市公園などに加え、新たに羽鳥駅橋上駅舎化及び東西自由通路整備において、ベビーベッドや多目的トイレなどの施設整備に着手しました。 (都市整備課)	2	①②すべての人が安心、安全で快適に利用できるよう、ユニバーサルデザインを導入した都市施設の整備を進めます。 (都市整備課、特定プロジェクト整備課)
④ 多様な福祉サービスの展開	① 相談業務の充実 ・外国人、ひとり親家庭、単身世帯等、多様化する家庭の形態に対応し、各家庭で安定した生活が送れるよう、相談員の資質向上に努め、相談体制の充実を図ります。 ② 各種助成等の情報提供 ・住宅のリフォームへの助成金等、活用できる社会資源を増やすため、広報紙や市ホームページ等で情報を提供します	子ども福祉課 社会福祉課	A	① 「家庭児童相談室」に相談員を配置し、相談員と行政が密に情報を共有しながら多様化する家庭の様々な悩み相談に応じ、問題解決へのアドバイスに努めました。また、県等の研修に積極的に参加し、相談体制の充実・相談員の資質向上に努めました。(子ども福祉課) ②障がい者の住宅改修や難病患者への福祉見舞金等の助成制度をはじめ、障がい者に対する福祉制度については、市ホームページへの掲載や広報紙の活用を図るとともに、「障がい福祉のしおり」の作成による情報提供を行いました。 (社会福祉課)	2	①引き続き、多様化する家庭の形態に対応し、安定した生活が送れるよう相談員と行政が情報を共有し、相談体制の充実に努めます。 (子ども福祉課) ①家庭児童相談員のほか、母子・父子自立支援員を増員配置し、ひとり親世帯の抱える幅広い相談に応じるとともに、就労へ向けた相談・支援に努めます。(子ども福祉課) ②引き続き、障がい福祉施策及び各種助成制度について、情報提供を図ります。 (社会福祉課)

施策の方向性 ①働く場における男女平等の推進

施策	施策の内容	担当課	実施状況及び担当課による自己評価			平成30年度事業予定
			実施状況	取組の実績	取組評価	
① 就労に関する法制度の周知	<p>① 男女雇用機会均等法等、法制度の周知</p> <ul style="list-style-type: none"> 働く場における男女共同参画の推進に関わる法制度を周知するため、事業者や労働者を対象とした講習会を開催します。また、法制度を周知するためのパンフレットを配布します。 講習会では法制度の知識とともに、法制度の活用（労働者としての権利の行使）ができるような内容を盛り込みます。 	<p>市民協働課 子ども福祉課 農政課 商工観光課</p>	A	<p>①男女共同参画推進に係る法制度や、女性活躍推進法についてのパンフレットを市役所窓口コーナーに設置し、配布を行いました。（市民協働課・商工観光課）</p>	2	<p>①引き続き、法制度の周知に取り組みます。（市民協働課）</p> <p>①パンフレット・リーフレットを活用し、啓発に努めます。（商工観光課）</p>
② 相談体制の整備	<p>① 就労に関する相談体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> よりきめ細やかな相談業務が行えるよう、関係機関との連携を強化します。また、相談者の利便性に考慮し、窓口の一本化を図ります。 <p>② 市民への相談窓口や相談業務についての周知活動</p> <ul style="list-style-type: none"> 広報紙や市ホームページ等を通して、相談窓口や相談業務について市民への周知活動を行います。 	<p>市民協働課 子ども福祉課 農政課 商工観光課</p>	A	<p>①母子・父子自立支援員・関係機関と共に就労に関する相談・アドバイス等支援に努めました。H29年度 相談回数21回（子ども福祉課）</p> <p>①新規就農の相談においては、県央農林水戸普及センターと日程調整・同席にて相談を受け、営農計画書の作成等を行うなど相談者の都合に応じた調整等により利便性の向上に努めています。（農政課）</p> <p>①雇用・就労における一元的な相談をハローワークと連携し、実施しました。（商工観光課）</p> <p>②ハローワークやレイクエコーからの情報については、市役所に相談コーナーを設置したり、チラシや広報紙等において情報提供を行いました。（商工観光課・市民協働課）</p>	2	<p>①茨城県・ハローワーク石岡等が行う就労支援事業の広報紙掲載・リーフレットの配布を行うなど、関係機関との連携強化と市が窓口となってサービスへつなげることに努めます。（子ども福祉課）</p> <p>①児童扶養手当の現況届け提出期限に合わせ、ハローワークの出張相談を設置するなど、ひとり親家庭の就労相談体制の強化に努めます。（子ども福祉課）</p> <p>①②引き続き、県関係機関との連携を強化して円滑な相談業務を遂行していきます。（農政課）</p> <p>①②引き続き、ハローワークやレイクエコーと連携し、市民への情報提供に努めます。（商工観光課・市民協働課）</p>

施策の方向性 ②多様な働き方への支援

施策	施策の内容	担当課	実施状況及び担当課による自己評価			平成30年度事業予定
			実施状況	取組の実績	取組評価	
① 就労に関する法制度の周知	① パートタイム労働法、改正労働者派遣法等、法制度の周知 ・多様な就労形態を労働者が選択できるよう、事業者や労働者を対象とした講習会を開催します。 また、法制度を周知するためのパンフレットを配布します。 ・講習会では法制度の知識とともに、法制度の活用（労働者としての権利の行使）ができるような内容を盛り込みます。	市民協働課 子ども福祉課 農政課 商工観光課	A	①パートタイム労働法・改正労働者派遣法などに関するパンフレットを商工観光課窓口において配布しました。 （商工観光課）	2	①パンフレットやリーフレットを活用し、啓発に努めます。（商工観光課）
② 職業能力の向上	① 各種講習会の開催 ・就労意欲を持つ女性を対象として、県や関連機関との連携をとりながら、PCスキルやビジネスマナー等、就労の場で必要なことを習得する講習会を開催します。 ② 県や関連機関が主催する講習会の情報提供 ・県やハローワーク等が主催する講習会について、情報を収集し、市民への情報提供を積極的に行います。	市民協働課 子ども福祉課 商工観光課	A	①実績なし（市民協働課・商工観光課） ②県や関連機関、ハローワーク等の実施する講習会について、チラシの配布や広報紙等に掲載しました。 （市民協働課・子ども福祉課・商工観光課）	2	①市企業連絡協議会と連携して、女性活躍推進リーダーセミナー等を開催します。 （市民協働課・商工観光課） ②引き続き、県や関連機関との連携をとりながら、各種講習会の情報提供に努めます。 （市民協働課・子ども福祉課・商工観光課）
③ 就労形態の多様化	① 起業に向けた支援 ・起業を考えている人を対象としたセミナーや講習会等の情報提供、起業に向けた相談を行います。 ② 新しい就労形態への支援策の展開 ・SOHO※1、コミュニティ・ビジネス※2等、新しい就労形態についてのセミナーや講習会等の情報提供、起業に向けた相談を行います。	市民協働課 商工観光課	A	①②県事業の起業創業や働き方に関する事業等の実施についてのチラシの窓口設置や配布を行いました。 （市民協働課・商工観光課）	2	①②県や関係団体と連携し、起業創業に関するセミナー等を開催します。 （市民協働課・商工観光課）
④ 事業者に向けた啓発活動の推進	① 仕事と家庭・地域生活を両立するための企業への働きかけ ・完全週休二日制の導入や年次有給休暇の取得促進、労働時間の短縮等、労働者が健康を維持し、仕事と家庭や地域生活とのバランスをとれるよう、事業者を対象とした講習会の開催やパンフレットの配布を行います。	市民協働課 子ども福祉課 商工観光課	A	①県や関連機関等の実施する講習会について、チラシの配布や広報紙等に掲載しました。 （市民協働課・子ども福祉課・商工観光課）	2	①引き続き、県や関連機関との連携をとりながら、各種講習会のパンフレット・リーフレットを活用した情報提供に努めます。 （子ども福祉課・商工観光課） ①仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）に関する講習会、講演会等の開催にあたっては、広報紙や市ホームページほか、事業所にもチラシを送付する等、積極的な広報活動に努めます。（市民協働課）

施策の方向性 ③農業・自営業者等への意識啓発

施策	施策の内容	担当課	実施状況及び担当課による自己評価			平成30年度事業予定
			実施状況	取組の実績	取組評価	
① 経営や方針決定への参画促進	<p>① 経営や方針決定への参画促進のための啓発 ・農業や自営業等に従事する女性の経営や方針決定への参画機会を拡大し、女性の労働に対する理解を深めるための講習会を開催し、広報活動を展開します。</p> <p>② 農業や自営業等に従事する女性のネットワークづくり ・農業や自営業等に従事する女性同士が情報交換をできるよう、交流の場を提供するとともに、経営に関する情報提供及び相談等を行います。</p>	農政課 商工観光課	C	①実績なし（農政課・商工観光課）	3	<p>①計画なし（農政課）</p> <p>①県や関係機関と連携を図りながら、小規模事業者等が安定した経営が出来るよう、情報提供に努めます。（商工観光課）</p>
② 農業や自営業等に携わる女性を対象とした学習支援	<p>① 経営に関する講習会の開催 ・経営課題の把握や解決方法について学び、社会情勢の変化に対応できる人材を育成するため、講習会を開催します。</p>	農政課 商工観光課	C	①実績なし（農政課・商工観光課）	3	<p>①県関係機関との連携により、営農に携わる女性を対象とした講習会等の開催に努めます。（農政課）</p> <p>①県や関係機関と連携を図りながら、小規模事業者等が安定した経営が出来るよう、情報提供に努めます。（商工観光課）</p>
③ 農業や自営業等に携わる女性の就労環境の改善	<p>① 家族経営協定事業の周知徹底 ・家族経営協定の遵守を啓発するとともに、休日の意識づけや健康管理等、農業や自営業等に従事する女性の就労環境の改善に向けた広報活動を展開します。</p>	農政課 農業委員会	A	<p>①認定農業者における農業経営改善認定申請の提出の際、計画目標の中に「労働条件の改善」を設定する場合、制度や休日管理について啓発・周知しました。（農政課）</p> <p>①小美玉市農業施策に関する意見書として他の意見とともに、就労環境に改善に向けた、要望活動を行いました。（農業委員会）</p>	2	<p>①引き続き、周知徹底に努めます。（農政課）</p> <p>①引き続き、女性が農業担い手として活躍できる環境づくりの推進について、市長に要望していきます。（農業委員会）</p>
④ 農業委員への女性の登用	<p>① 農業委員への女性登用の働きかけ ・農業委員に女性を登用する意義を啓発するため、各種団体に対し、講習会の開催やパンフレットの配布を行います。 ・女性の活動に対して正当な評価がなされるよう働きかけます。</p> <p>② 女性人材情報の収集と提供 ・優れた知識、技能、経験等を持つ女性の人材情報を収集し、各種団体に対して情報を提供します。</p>	農政課 農業委員会	A	<p>①改正農業委員会法の施行に合わせ、H28年より女性農業委員を選任しました。（農業委員会）</p> <p>②実績なし（農政課）</p>	2	<p>①現在、女性1名の農業委員が任命されておりますが、次回の改選に向けて女性農業委員への応募が増加するよう、啓発に努めます。（農業委員会）</p> <p>②県関係機関と連携し、女性農業士などとの交流において人材情報の収集や情報発信に努めます。（農政課）</p>

施策の方向性 ①生涯を通じた健康保持の支援

施策	施策の内容	担当課	実施状況及び担当課による自己評価			平成30年度事業予定
			実施状況	取組の実績	取組評価	
① 母体保護に関する啓発	① 性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス・ライツ）についての啓発 ・母体保護と女性の権利尊重の視点から、性と生殖に関する健康と権利の重要性を認識できるよう、広報活動を展開します。	健康増進課 子ども福祉課	A	①ハローベビー教室「妊娠編」において母性保護に関連し、避妊法を含めた家族計画についての指導を行っています。 実施回数：4回 参加者数：15人 （健康増進課） ①実績なし（子ども福祉課）	2	①引き続き、母性保護に関する啓発について、教室等において助産師等による指導を実施します。（健康増進課） ①実施予定なし（子ども福祉課）
② 性に関する学習機会の提供	① 学校教育における性教育の充実 ・発達段階に応じた男女の性の尊重、命の尊さに重点をおいた性教育の内容の充実を図ります。また、教職員の指導力向上を目的とした研修を行います。 ② 思春期の生徒を対象とした相談体制の充実 ・思春期の生徒や保護者が、思春期の健康や心の悩みについて、気軽に相談できる窓口を積極的にPRします。また、相談員の資質向上に努めます。	子ども福祉課 学校教育課 指導室(教) 生涯学習課	A	①思春期の子の保護者等による相談について、家庭児童相談室の相談員等による相談業務を行っています。また、相談員等についても、積極的に研修に参加し、資質向上に努めました。（子ども福祉課） ①小学校では学級活動の時間を中心に「心身ともに健康で安全な生活態度の形成」という内容の中で、児童の実態を踏まえた性教育を行いました。また、中学校においては特別活動の時間の指導のほか、外部講師を招いて講演会を行うなど、より積極的な指導を行いました。（学校教育課・指導室） ②中学校では、養護教諭が相談窓口となることが多く、保健室だより等を通して生徒へのPRを行っています。また、県の相談窓口については、年度初めにパンフレットを児童生徒全員に配布し活用を促しました。（学校教育課・指導室） ②青少年相談員活動として、県主催研修会・ブロック研修等に参加し、「自己肯定感を育む地域」・「人も自分もみんな大切」・「地域から考える子どもの遊びと育ち」などの講演をとおして、相談員としての資質向上に努めました。（生涯学習課）	2	①引き続き、家庭児童相談室のPRと相談員等の資質の向上に努めます。（子ども福祉課） ①引き続き、児童生徒の実態に基づく性教育を計画的に行っていきます。（学校教育課・指導室） ②思春期の生徒を対象として、相談窓口等についてもPRを行います。（学校教育課・指導室） ②引き続き、各研修会・講演会等へ積極的に参加し、相談員の資質向上に努めます。（生涯学習課）

施策の方向性 ①生涯を通じた健康保持の支援

施策	施策の内容	担当課	実施状況及び担当課による自己評価			平成30年度事業予定
			実施状況	取組の実績	取組評価	
③ 母子保健事業の拡充	<p>① 妊産婦健康診査の公費負担の拡充 ・母体や胎児の健康を確保し、妊娠・出産にかかる経済的負担の軽減を図るため、妊産婦健康診査の公費負担を拡充します。</p> <p>② 妊娠・周産期の健康づくり ・妊産婦とその配偶者を対象とした「ハローベビー教室」の開催、母子健康手帳交付時のパンフレット配布等を通して、妊娠中の健康管理や育児に関する指導を行います。</p> <p>③ 訪問指導、乳幼児健診の実施 ・生後4ヶ月までの赤ちゃんがいる家庭には、委託助産師や市の助産師、保健師が訪問し、相談に応じます。 ・該当する家庭には健診の通知を送り、健診受診率向上を図り、乳幼児の順調な発育を促進します。</p>	健康増進課	A	<p>①妊娠届出時に、母子健康手帳の交付と併せて妊婦乳児委託健診受診票を交付し、健診費用の負担軽減を図りました。 延受診者数：3979人</p> <p>②妊娠届出時に、妊娠出産育児に関する資料を配布しました。妊娠届出者数：379人 ・妊婦及びその家族を対象に「ハローベビー教室」を開催しました。 実施回数：12回 参加延人数：妊婦67人、家族49人</p> <p>③助産師・保健師による乳児全戸訪問を実施しました。訪問達成率：98.7% ・4か月児健診・1歳6か月児健診・2歳児歯科健診・3歳児健診を各12回実施。健診未受診者に対し、通知及び電話訪問等で受診勧奨を行いました。平均受診率：97.7%</p>	2	<p>①引き続き、妊婦健診について14回分を公費負担します。</p> <p>②引き続き、妊娠届出時に保健指導及びパンフレット等の資料を配布します。「ハローベビー教室」では、家族が参加しやすいよう配慮し、全12回のうち6回を休日に開催します。</p> <p>③乳児全戸訪問については、特に生後1か月以内の訪問率向上を目標に、育児不安軽減を図ります。乳幼児健診については、未受診者対策を徹底し、高い受診率を維持しながら、指導内容を充実させて実施します。</p>
④ 健康意識の向上、健康管理の充実	<p>① 各種健康診査の充実 ・生活習慣病や女性特有の疾病、更年期障がいや骨粗しょう症等、年齢に応じた健康診査や健康相談を行います。健康に関する正しい知識を普及させ、健康管理への自覚を高められるよう支援を行います。</p> <p>② 就業の場における健康保持への支援 ・パートタイム、派遣等の雇用形態に関わらず、全ての従業員への健康診断を行うよう、事業者への周知活動を行います。 ・心身の健康を害する就労条件や環境に対しては是正措置を要請します。</p>	健康増進課	A	<p>①生活習慣病予防健診（特定健診を含む）や各種がん検診を総合健診および住民健診として実施し、複数種類の健診がまとめて受診できる体制を整備しました。また、休日健診や医療機関健診を継続して実施し、受診者の利便性も図りました。 【総合健診】年16日（内休日3日） 【住民健診】年14日 【女性のがん検診】年30日（内休日10日） 【医療機関健診の実施機関数】 子宮がん検診：県内105機関 乳がん検診：県内35機関 歯周病健診：市内9機関</p> <p>・生活習慣病や骨粗鬆症などに関する知識の普及を図るため、健診結果説明会や病態別教室などを実施しました。また、地区組織等からの要請により、保健師や管理栄養士等による健康教室等も実施し、生涯にわたる健康管理への自覚が高まるよう支援しました。</p> <p>②全ての市民が健診実施場所等を把握できるよう、広報紙、年間予定表等で広くお知らせしました。また、一定の年齢の方へクーポン券や受診勧奨通知を送付し、自身が検診の対象であることの自覚および事業主等への受診の申し入れをしやすいよう、環境を整備しました。</p>	2	<p>①引き続き、各自が自身に必要な健診等を自覚し、受診しやすい環境を整備するため、総合健診・住民健診および女性のがん検診を実施します。また、働き盛り世代も受診しやすいするため、休日健診日の設定を継続実施します。 【総合健診】年16日（内休日実施：3日） 【住民健診】年14日 【女性のがん検診】年30日（内休日実施：10日） 【医療機関での個別検診の実施】 子宮がん医療機関検診：県内105機関 乳がん医療機関検診：県内35機関 歯周病健診：市内9機関 各種健康教室、健康相談事業を継続して実施します。</p> <p>②引き続き、健診実施場所等の周知を広報紙や年間予定表の配布等で実施するとともに、クーポン券や個別の受診勧奨通知の送付などを行います。</p>

施策の方向性 ②あらゆる人権侵害・暴力の根絶

施策	施策の内容	担当課	実施状況及び担当課による自己評価			平成30年度事業予定
			実施状況	取組の実績	取組評価	
① DV、セクハラ防止のための広報・啓発活動	① 講習会の開催、パンフレットの配布 ・被害者、加害者双方を視野に入れ、DVやセクハラとはどういうものなのか、被害を受けた時や被害を目撃したときにどのような行動を起こせばいいのかを周知するための広報活動を行います。	市民協働課 子ども福祉課	A	①被害を受けた時や、被害を目撃したときにどのような行動を起こせばいいのか周知するために、DVやセクハラ防止関係のパンフレットを市役所ほか施設の窓口に設置しました。(市民協働課) ①実績なし(子ども福祉課)	2	①引き続き、DVやセクハラ防止のための広報・啓発活動に努めます。イベント時に相談窓口を案内した啓発用品の配布を行います。また、女性に対する暴力撲滅啓発のためのライトアップを実施します。(市民協働課) ①実施予定なし(子ども福祉課)
② メディアにおける男女共同参画、人権の尊重	① 男女共同参画の視点に立った指針(ガイドライン)の導入 ・市民に広く行き渡る広報物や広告媒体に男女共同参画、人権擁護の視点を取り入れるよう、表現やデザインの見直しや企業や団体への働きかけを行います。 ② 学校教育、生涯学習の場におけるメディア・リテラシー※3教育の拡充 ・市民一人ひとりが、メディアからの情報を主体的かつ客観的に読み解き、改善すべきものに対して積極的に声を上げられるよう、学習の場を提供します。	市民協働課 学校教育課 指導室(教) 生涯学習課	A	①市が発行する印刷物等については、男女共同参画や人権擁護の視点に立ち、表現等には十分に配慮しました。(市民協働課) ②小学校中学年から始まる「総合的な学習の時間」では、コンピュータを利用した学習活動が多く取り入れられ、学年段階が上がるごとにその利用の幅も広がっています。児童生徒はメディアから情報を主体的に取り入れることができるようになってきていますが、入手した情報を目的に応じて活用したり、読み解いたりする力はまだ十分についていません。(学校教育課・指導室) ②実績なし(生涯学習課)	2	①引き続き、市が発行する印刷物等については、男女共同参画や人権擁護の視点に立ち、表現等には十分に配慮します。(市民協働課) ②学校教育では情報教育機器を積極的に活用し、課題である「入手した情報を目的に応じて活用したり、客観的に読み解いたりする力」をつけるよう努めます。(学校教育課・指導室) ②インターネットや携帯電話でメディア・リテラシーを普及していけるよう、生涯学習の場において意識付けを図っていきます。(生涯学習課)
③ 相談体制の整備	① 被害を訴える場(相談窓口)の周知活動 ・DVやセクハラ被害を受けたときや被害を目撃したときにどこで被害を訴えればよいかについて、広報紙やパンフレット、市ホームページ等から情報提供を行います。 ② 被害者が相談しやすい環境づくり ・相談場所や時間、相談方法にも柔軟に対応し、被害者が相談しやすいよう配慮します。	市民協働課 社会福祉課 子ども福祉課	A	①市をはじめ、国や県、関連機関などの相談窓口についてパンフレットを市役所ほか、各施設の窓口に設置しました。(市民協働課) ②障がい者虐待防止センター(社会福祉課)及び障がい者相談支援事業所(委託)に専門職を配置し、障がい者等に対する虐待防止、早期発見及び権利擁護のために必要な相談援助に努めました。(社会福祉課) ②被害者からの相談については、母子・父子自立支援員・関係機関と共に随時相談に応じ、問題解決へのアドバイスに努めました。電話対応、各支所への出張を行い、相談しやすい環境作りに努めました。(子ども福祉課)	2	①引き続き、被害を訴える場(相談窓口)の周知活動を行います。(市民協働課) ①周知の方法を検討し、DVやセクハラ被害の相談窓口をより広く周知できるよう努めます。(子ども福祉課) ②引き続き、障がい者虐待の防止や早期発見のための相談体制の充実を図ります。(社会福祉課)

施策の方向性 ②あらゆる人権侵害・暴力の根絶

施策	施策の内容	担当課	実施状況及び担当課による自己評価			平成30年度事業予定
			実施状況	取組の実績	取組評価	
④ DV被害者の緊急時保護と自立に向けた支援の強化	<p>① 緊急時の安全確保、緊急一時保護の依頼</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被害者が保護を求めた時点から一時保護施設等に入所するまでの間、警察等との連携を取り、被害者の安全を確保に努めます。 ・必要に応じて、被害者及び同伴家族の緊急一時保護依頼をします。また、的確な緊急保護対応を行うため、県や民間シェルター等の関係機関との連携を強化します。 <p>② 相談者への情報提供及び支援の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被害者の安全を確保し、最終的に生活を再建していくにあたり、住宅の確保、子どもに対する支援、生活保護等、必要な制度の利用方法等の情報提供を行います。 また、被害者がより多くの社会的資源を活用できるよう必要に応じて同行支援を行います。 <p>③ 被害者の個人情報の保護</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被害者の安全確保のため、住民基本台帳や学籍簿等の閲覧、住民票等の交付制限等、個人情報の保護を徹底します。 	<p>社会福祉課 子ども福祉課 市民課 学校教育課 指導室</p>	A	<p>①被害者からの相談については、母子・父子自立支援員・関係機関と共に随時相談に応じ、問題解決へのアドバイスに努めました。(子ども福祉課)</p> <p>②被害者の安全確保と生活再建に向けて、関係機関等と連携調整しながら、必要に応じ施設入所等の保護を行いました。(子ども福祉課)</p> <p>③DV被害者の子どもの転学先や居住地等の情報については、個人情報保護条例等に則り、関係部署・機関等との連携を図りながら、厳重に管理しております。(学校教育課・指導室)</p> <p>③被害者からの支援措置申出により、警察署の意見書、茨城県福祉相談センター(婦人相談所、配偶者暴力相談支援センター)、子ども福祉課(家庭児童相談室)の状況確認に基づき、DV等の加害者に所在を知られないようにするため、住民票、戸籍の附票の写し等の交付制限を行いました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民基本台帳事務における支援措置申出件数15件(市民課) 	2	<p>③引き続き、被害者の個人情報の保護を徹底します。(市民課・学校教育課・指導室)</p>
⑤ DV対策に向けた庁内の連携	<p>① 庁内DV対策連携体制の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被害者の具体的な支援策を協議、調整するため、庁内の連携体制の強化を図ります。 	<p>子ども福祉課 市民協働課</p>	A	<p>①②被害者から相談・保護依頼があった場合警察・県配偶者暴力支援センター(婦人相談所)と連携し、被害者の身の安全確保及び保護に努めます。(子ども福祉課・市民協働課)</p>	2	<p>①引き続き、関係所管と連携体制の強化を図り、被害者の支援に努めます。(子ども福祉課・市民協働課)</p>
⑥ 担当職員の資質向上	<p>① 庁内外への研修への参加促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談や緊急時の保護等、被害者の支援にあたり適切な対応が取れるよう、また、被害者に対する二次被害を防止するため各種研修会への積極的な派遣を行います。 	<p>子ども福祉課 市民協働課</p>	A	<p>①母子・父子自立支援員関係研修会や家庭相談員研修会に支援員・相談員等を積極的に派遣しました。(子ども福祉課)</p>	2	<p>①引き続き、支援員・相談員の資質の向上を図るため、研修会等へ積極的に派遣します。(子ども福祉課)</p>

基本目標Ⅳ 推進体制を整備する
重点目標 1 推進体制の整備

施策の方向性 ①計画の推進、進行管理体制の整備

施策	施策の内容	担当課	実施状況及び担当課による自己評価			平成30年度事業予定
			実施状況	取組の実績	取組評価	
① 推進、進行管理体制の整備	① 小美玉市男女共同参画推進会議（仮）の設置 ・計画を着実に推進するため、会議を継続的に開催します。 ② 事業実施状況の取りまとめ（毎年） ・計画の進捗状況を把握し、広報紙等を通して市民に情報を公開します。	市民協働課	A	①市男女共同参画推進委員会を設置し、推進活動を行いました。 ②計画の進捗状況を紙の広報紙・ホームページで公開しました。	2	①計画を着実に推進するため、男女共同参画推進委員会を開催します。 ②事業実施状況の取りまとめを行い、広報紙やホームページを通して、情報を公開します。

基本目標Ⅳ 推進体制を整備する
重点目標 1 推進体制の整備

施策の方向性 ②市民・事業者・民間団体等との協働のネットワークづくり

施策	施策の内容	担当課	実施状況及び担当課による自己評価			平成30年度事業予定
			実施状況	取組の実績	取組評価	
① 市民、事業者、民間団体等との協働	① 市民、事業者、民間団体等の自主的な取組への支援 ・男女共同参画に関する自主的な取組を行う市民、事業者、民間団体の情報を把握し、団体間の協働等、活動の支援を行います。	子ども福祉課 市民協働課	A	①男女共同参画に取り組みやすい環境づくりを事業者等に働きかけるため、子育て支援に積極的に取り組む「茨城県結婚・子育て応援企業表彰」の入賞事例の紹介等、情報提供に努めました。（子ども福祉課） ①職場や地域、家庭など、あらゆる分野における活動を通じて、男女共同参画の推進に功績のあった個人・団体に対して、県が表彰する「ハーモニー功労賞」の推薦の受付を行いました。（市民協働課）	2	①男性の子育て参加に関し、市内事業所等へ理解・協力を図るとともに、その周知に努めるなど、市民・事業者・民間団体等による男女共同参画社会の推進に努めます。（子ども福祉課） ①引き続き、「ハーモニー功労賞」の推薦の受付を行います。（市民協働課）
② 国、県、近隣市町村との協調	① 国、県、近隣市町村の男女共同参画の施策に関する情報収集 ・国、県、近隣市町村等の男女共同参画に関する施策について情報収集を行い、本市の施策実施へ反映します。	市民協働課	A	①県、国、近隣市町村の動向を踏まえながら、男女共同参画に関する施策の情報収集や研究に努め、市の施策に反映しました。	2	①引き続き、国、県、近隣市町村の男女共同参画に関する施策の情報収集や研究に努めて、市の施策に反映していきます。

(参考)

- ※1 SOHO：個人がインターネット等の情報技術を使い、自宅や小規模な事業所等で仕事をするをいいます。
- ※2 コミュニティ・ビジネス：市民が地域社会で必要とされているものを掘り起こし、それぞれが持つ技術等を活かして、必要性に合ったサービスを提供する自発的な活動のことをいいます。
- ※3 メディア・リテラシー：メディアが伝えるさまざまな事柄の意味や価値観を鵜呑みにするのではなく、主体的かつ客観的に読み解き、理解する能力。また、適切な手段で自分の考えを他者に伝達したり、メディアを流れる情報を取捨選択して活用する能力のことをいいます。